

毎週火、金曜日発行(但休日相当日を除く)は翌日(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

◇告示 目次
気腫疽予防注射の実施

告 示

鳥取県告示第五百八十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて気腫疽予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 気腫疽予防のため

- 二 実施の区域 別表のとおり及び場所
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
気腫疽予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月九日	日野郡日南町石見	花口、神戸上家畜検診場
十月十日	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃